

24 高 建 管 第 1325 号
平成 25 年 3 月 27 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長 様
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

土木部長

建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領の一部改正に
ついて（通知）

建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領（平成21年3月23日付け
20高建管第1181号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。
改正内容は下記のとおりです。

記

1 概要

平成 25 年 2 月 4 日に高知県談合防止対策検討委員会から報告を受けた県発注工
事等における談合防止対策についての意見を踏まえ、建設工事に係る予定価格事後
公表の範囲を拡大することとし、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

建設工事について、予定価格を事後公表とする範囲を、請負対象金額 3,000 万円
以上（改正前；5,000 万円以上）に拡大することとしました。

（第 1 の 1 関係）

3 施行日

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札
から適用することとします。

建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領

第1 予定価格事後公表試行の範囲

1 建設工事

請負対象金額 3,000 万円以上の建設工事の入札について、予定価格を事後公表とする。

2 委託業務

委託対象金額 2,000 万円以上の建設コンサルタント業務その他の委託業務（高知県公共工事等契約指針(平成 20 年 7 月 9 日付け 20 高建管第 291 号副知事通達)に定義する委託契約に関する業務に限る。）の入札について、予定価格を事後公表とする。

第2 事務管理

1 予定価格調書及び設計書の管理

(1) 予定価格調書

決裁後の予定価格調書は、直ちに封印のうえ厳重に管理する。

予定価格事後公表の入札案件については、調査基準価格又は最低制限価格の記入前に予定価格調書写しを入札担当者に回送することは不要であること。

(2) 設計書

設計金額の漏洩がないよう、設計書作成者、決裁者の各段階で十分な管理を行うこと。予定価格事後公表対象入札案件の設計書のみならず、すべての設計書の管理について同様の取扱いとすること。

2 予定価格を上回る入札者の取扱い

(1) 電磁的記録を用いた入札（以下「電子入札」という。）による案件においては、建設工事電子競争入札心得（平成22年 1 月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条第1号の規定による無効とするとともに、入札参加者全員の入札価格が予定価格を上回った場合には、同通知第17条の規定による再度入札を行うものであること。

(2) 電子入札によらない案件においては、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第10条第1項第6号の規定による失格とせず、同通知第9条第4号の規定による無効とするとともに、入札参加者全員の入札書記載金額が予定価格を上回った場合には、同通知第17条の規定による再度入札を行うものであること。

3 予定価格の公表

(1) 電子入札による案件においては、次の時点で電磁的記録により入札参加者に通知

して公表するとともに、入札記録に記載する。

- ① 一般競争入札にあつては、開札時に落札者となり得る者（低入札価格調査制度適用の場合にあつては、低入札価格調査対象者を除く。）が得られ、保留となったとき。
 - ② 指名競争入札にあつては、開札時に落札者が得られたとき。
- (2) 電子入札によらない案件においては、次の時点で口頭により公表するとともに、入札記録に記載する。
- ① 入札時に落札者が得られたとき。
 - ② 事後審査方式一般競争入札にあつては、入札時に落札者となり得る者が得られ、保留となったとき。
 - ③ 低入札価格調査制度適用の一般競争入札にあつては、入札時に低入札価格調査対象者が確定したとき。
- (3) 別に定める場合を除き、(1)及び(2)の規定により公表が可能となるときまでは、事後公表の予定価格を公表してはならない。

第3 適用期日

- 1 この要領は、平成21年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。
 - 2 平成21年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表の試行について（平成20年10月31日付け20高建管第723号土木部長通知）の規定による。
-
- 1 この要領は、平成22年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。
 - 2 平成22年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、なお従前の取扱いによる。
-
- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
-
- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
-
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に公告を行う一般競争入札から適用する。

建設工事及び委託業務における予定価格事後公表試行要領新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1 予定価格事後公表試行の範囲</p> <p>1 建設工事 <u>請負対象金額3,000万円以上</u>の建設工事の入札について、予定価格を事後公表とする。</p> <p>2 委託業務 委託対象金額2,000万円以上の建設コンサルタント業務その他の委託業務（高知県公共工事等契約指針(平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達)に定義する委託契約に関する業務に限る。）の入札について、予定価格を事後公表とする。</p> <p>第3 適用期日</p> <p>1 この要領は、平成21年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。</p> <p>2 平成21年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表の試行について（平成20年10月31日付け20高建管第723号土木部長通知）の規定による。</p> <p>1 この要領は、平成22年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。</p> <p>2 平成22年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、なお従前の取扱いによる。</p> <p>1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p><u>1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</u></p> | <p>第1 予定価格事後公表試行の範囲</p> <p>1 建設工事 <u>請負対象金額5,000万円以上</u>の建設工事の入札について、予定価格を事後公表とする。</p> <p>2 委託業務 委託対象金額2,000万円以上の建設コンサルタント業務その他の委託業務（高知県公共工事等契約指針(平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達)に定義する委託契約に関する業務に限る。）の入札について、予定価格を事後公表とする。</p> <p>第3 適用期日</p> <p>1 この要領は、平成21年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。</p> <p>2 平成21年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、建設工事及び委託業務における予定価格事後公表の試行について（平成20年10月31日付け20高建管第723号土木部長通知）の規定による。</p> <p>1 この要領は、平成22年4月1日以降に公告又は指名通知する入札に適用する。</p> <p>2 平成22年3月31日までに公告又は指名通知し、4月1日以降に入札が行われる入札については、なお従前の取扱いによる。</p> <p>1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。</p> |